

### 入院したときの食事代

入院したときの食事のうち、決められた金額までは自己負担になります。

区 分		食事療養標準負担額(1食につき)
「一般」[現役並み所得のある方]		460円※1
指定難病患者の方(区分Ⅱ・Ⅲに該当しない方)		260円
区分Ⅱ	入院90日まで	210円
	入院91日以上※2	160円
区分Ⅰ		100円

※1 平成27年4月1日以降、継続して精神病床に入院している方は、退院するまでは1食につき260円。

※2 直近の12カ月間で、区分Ⅱの判定を受けている期間の入院日数(愛知県後期高齢者医療加入前の入院も含む)。

### 自己負担が高額になったとき

医療費の自己負担が下表の自己負担限度額を超えたときは、申請することで高額療養費として差額を支給します。申請が必要な方には別途お知らせします。(初回のみ申請が必要です)

▽ 高額療養費は、暦月(月の1日から末日まで)ごとに計算されます。

▽ 入院したときに医療費の自己負担額以外に負担していただく食事代、差額ベッド代などは、高額療養費の対象になりません。

▽ 75歳となり資格を取得された方(毎月1日生まれの方を除く)は、75歳の誕生月は自己負担限度額が半額になります。

### 平成30年8月1日以降の自己負担限度額を変更

	区 分		自己負担限度額(月額) ※1	
			個人の限度額 (外来のみ)	世帯の限度額 (外来+入院)
平成29年8月 ┆ 平成30年7月	現役並み所得のある方		5万7,600円	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1% <多数該当4万4,400円>
	一般		1万4,000円※2	5万7,600円<多数該当4万4,400円>
	区分Ⅱ		8,000円	2万4,600円
	区分Ⅰ			1万5,000円
平成30年8月 ┆ 翌年7月	現役並み 所得の ある方	Ⅲ(課税所得690万円以上)	25万2,600円+(医療費-84万2,000円)×1%<多数該当14万100円>	
		Ⅱ(課税所得380万円以上)	16万7,400円+(医療費-55万8,000円)×1%<多数該当9万3,000円>	
		Ⅰ(課税所得145万円以上)	8万100円+(医療費-26万7,000円)×1%<多数該当4万4,400円>	
	一般(課税所得145万円未満等)		1万8,000円※2	5万7,600円<多数該当4万4,400円>
	区分Ⅱ		8,000円	2万4,600円
	区分Ⅰ			1万5,000円

※1 過去1年間に、世帯の限度額を超えて高額療養費の支給対象に3回以上該当している場合、4回目から< >内の金額(多数該当)になります。

※2 年間(8月~翌年7月まで)14万4,000円を上限とします。

▽ 個人単位で1医療機関の窓口での支払いに限度額を適用させるには、現役並み所得のあるⅠ・Ⅱの方は「限度額適用認定証」の交付を、市町村民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を事前に受け、提示の必要があります。※ 「限度額適用認定証」は平成30年8月以降の交付となります。

■問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48)1111(内1119・1120)

### 国民健康保険加入の方へ

70歳以上75歳未満で阿久比町国民健康保険に加入されている方の高額療養費自己負担限度額も上記のとおり変更されます。

■問い合わせ先 住民福祉課国保年金係 ☎(48)1111(内1117・1118)